

提出書類チェックリスト【市外建設工事】

【商号又は名称】

【担当者名・連絡先電話番号】

- 1 申請者確認欄に書類を提出する場合は○を、該当がない場合は×を記入してください。
- 2 書類番号順に並べ、A4青ファイルに綴じて提出してください。(表紙・背表紙に申請者名記入のこと)
- 3 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。
- 4 押印は、印刷、カラーコピー等不可
- 5 「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

○(提出必要) △(該当する場合は必要)

書類番号	提出書類	法人	個人	申請者確認欄
1	提出書類チェックリスト【市外建設工事】	○	○	
2	国土交通省地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類(準用): 様式①-1(市外建設工事) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	○	○	
3	国土交通省地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類(準用): 様式④(市外建設工事) 営業所一覧表	○	○	
4	工事経歴書	○	○	
5	印鑑証明書の写し	○	○	
6	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○	/	
7	代表者の身分証明書の写し(個人) ※本籍地の市町村役場で発行されたもの。免許証、保険証等不可	/	○	
8	使用印鑑届(指定様式)	○	○	
9	委任状(原本)	△	△	
10	誓約書(指定様式)	○	○	
11	新居浜市税納税証明書の写し ※領収証書等の写し不可 ※新居浜市内に本・支店が無く、納税義務が無い場合及び代表者が新居浜市内に住所を有しない場合は、提出の必要なし。 ※納期到来分までの納税証明書 (法人)・法人市民税・固定資産税・軽自動車税 ・代表者名義の市県民税・固定資産税・軽自動車税 (個人)・代表者名義の市県民税・固定資産税・軽自動車税 ※非課税の場合は、非課税証明書を提出すること。 ※免税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を必ず提出すること。 ※法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。	会社 名義 △	代表者 名義 △	代表者 名義 △
12	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。	○	○	
13	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書(指定様式)	○	○	
14	建設業許可通知書の写し又は証明書の写し	○	○	
15	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	
16	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類	△	△	
17	申請書受領確認用はがき ※郵便、信書便による提出で、受領確認が必要な場合のみ。 ※返送先を必ず記入すること。	△	△	